

第7章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

地域福祉活動の主役は地域に生活している市民自身です。住み慣れた地域で助け合える地域社会を実現するためには、行政だけの取組では不十分であり、市民との協働が不可欠です。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動する福祉委員、ボランティア、社会福祉法人、NPO法人、関係機関・団体、福祉サービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体が互いに連携を取り、それぞれの役割を果たしながら協働していくことが重要となります。

(1) 期待される市民の役割

住民一人ひとりが、地域福祉に対する関心や意識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚をもち、お互いに地域で支え合う関係・活動・仕組みをつくり、目標に向かい取り組んでいくことが求められています。

地域福祉の担い手として自ら各種研修や講座、地域の集まり、地域活動、ボランティア等の社会活動に積極的かつ主体的に参加することが望まれます。

(2) 期待される地域の役割

本市でも地域ごとでの独自の福祉活動の取組が数多くみられるようになり、各種団体の活動も活発化してきています。地域で活動を行う福祉関係団体や社会福祉法人、NPO法人は、市民に最も身近な団体であり、市民が具体的な活動への第一歩を踏み出すきっかけづくりとしての役割が期待されます。

そのため、市民への積極的な情報発信を行うとともに、自治会や地区コミュニティ、団体間における交流と、社会福祉協議会や行政との一層の連携強化が望まれます。

(3) 行政の役割

行政には、市民の福祉の向上を目指して福祉施策を効率的・効果的、かつ総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に運営していく責務・役割があります。

そのため、市民、ボランティア、社会福祉法人、NPO法人、福祉サービス事業者、社会福祉協議会などの関係機関や団体の役割を踏まえながら、相互に連携や協力を図り、地域福祉活動を促進させるための支援を行います。また、保健・医療・福祉の関係各課のほか、教育分野、建設分野などの庁内関係各課との連携を強化し、総合的に地域福祉を推進していきます。

さらに、地域福祉への市民参画を促すために、参加への機会提供の充実に努めるとともに、各関係機関などとのネットワーク化による総合相談体制の強化や情報提供の充実などを図ります。

(4) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の推進の中核を担う組織として、計画推進にあたっては市民や各種団体と協働するとともに、行政との調整役としての役割を担っています。

また、地域活動を実践するボランティアや地区役員の育成、資質向上を図るための研修会・講座の開催など新たに活動に参加する市民の発掘が重要な役割です。

誰もが安心して暮らすことのできる地域を実現していくためには、地域住民や自治会・地区コミュニティ、民生委員児童委員、ボランティア、社会福祉法人、NPO法人、福祉関係施設・団体などとの連携をさらに深めていくことが必要です。そのため、今後、本計画の施策の充実を図り、必要に応じて見直し、計画を着実に推進します。

2 計画の普及啓発と実践

計画を市民のものとするため、概要版やこの計画書を主要施設へ配布するとともに、広報やホームページなどを通じて周知を図ります。

また、自治会や、民生委員児童委員、地区福祉委員会、ボランティア・NPO法人等、地域活動団体に本計画の周知を図るとともに、具体的な活動事例など情報の提供や共有化を図ります。

なお、地域における活動は様々であり、抱える課題も一様ではありません。そのため、地域活動団体においては、地域の実情にあった具体的な行動計画を立てて実践していくことが望まれます。具体的な行動計画を立てる際には、大田原市と大田原市社会福祉協議会が連携して情報提供や相談・助言など支援に努めます。

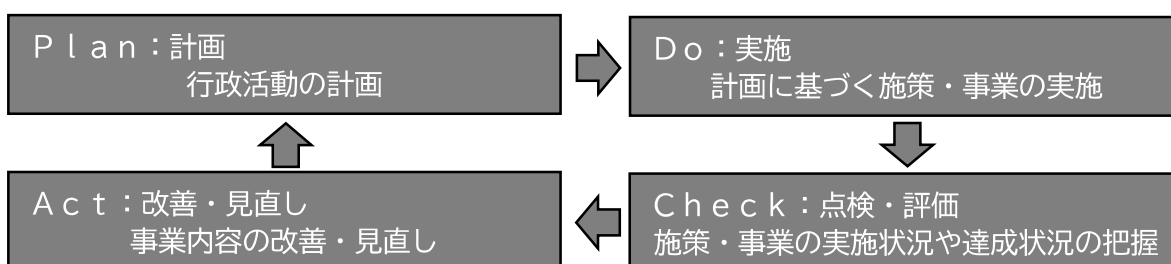
3 計画の進捗管理・評価

本計画の進行管理については、年度ごとに進捗状況を把握した上で、施策の充実や見直しについての協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。

また、計画の進捗状況の管理・評価を行う組織として、「大田原市地域福祉推進委員会」に報告し、計画に基づく施策が適切に実施されているかを点検・評価します。

そして、計画の進捗状況を広く市民へ周知できるように、ホームページへの掲載などにより計画の各年度の実施状況や変更・見直しなどについて公表していきます。

また、計画の着実な推進のためには、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。そのため、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことはもちろん、目標設定や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Act）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）を構築します。



資料編

1 大田原市地域福祉計画推進委員会運営要綱

○大田原市地域福祉計画推進委員会運営要綱

平成 28 年 3 月 31 日告示第 49 号

大田原市地域福祉計画推進委員会運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大田原市附属機関設置条例(平成 25 年条例第 24 号)第 2 条の規定に基づき設置された、大田原市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大田原市地域福祉計画(以下「計画」という。)の進捗状況の把握に関する事。
- (2) 計画の評価及び見直しに関する事。
- (3) その他計画の推進に関する事。

2 前項の所掌事務の遂行に当たっては、社会福祉法人大田原市社会福祉協議会が所管する大田原市地域福祉活動計画の推進と連携して行うものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 3 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 市民組織代表者
- (2) 医療団体代表者
- (3) 社会福祉関係団体代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、会議の結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成29年3月31日までとする。

2 第4次大田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会名簿

No.	団体・機関名	氏名	備考
1	大田原市老人クラブ連合会	植木 重治	
2	大田原市民生委員児童委員協議会連合会	伊藤 三良	
3	大田原市ボランティア連絡協議会	湯本 友子	
4	大田原市女性団体連絡協議会	伊藤 都	副委員長
5	大田原市地域自立支援協議会事業所部会	畠山 耕一	
6	大田原市身体障害者福祉会	前田 則隆	
7	大田原市障がい児者等保護者会	和久 千夏子	
8	大田原市介護サービス事業者連絡協議会	八木 良	
9	大田原市地域包括支援センター	前沢 香織	
1	大田原市放課後児童クラブ連絡会	田代 裕二	
11	大田原市小中学校長会	和地 佳恵	
12	国際医療福祉大学 医療福祉学部医療福祉・マネジメント学科	高石 麗理湖	
13	(公社) 栃木県看護協会	井上 文子	
14	大田原市区長連絡協議会	平久江 徳昭	委員長
15	大田原市自治公民館連絡協議会	佐藤 貞男	
16	那須野ヶ原青年会議所	川上 泰平	
17	大田原警察署	植木 康介	
18	大田原消防署	磯 哲也	
19	大田原東部地区社会福祉協議会	木下 文雄	
2	大田原西部地区社会福祉協議会	室井 敏雄	
21	紫塚地区社会福祉協議会	佐藤 重敏	
22	金田地区社会福祉協議会	新江 俊弘	
23	親園地区社会福祉協議会	室井 信夫	
24	野崎地区社会福祉協議会	鶴野 高文	
25	佐久山地区社会福祉協議会	中津 昭一	
26	湯津上地区社会福祉協議会	鈴木 義一	
27	黒羽地区社会福祉協議会	福島 二三男	
28	川西地区社会福祉協議会	郡司 彰	
29	両郷地区社会福祉協議会	菊池 清人	
3	須賀川地区社会福祉協議会	平久江 徳昭	
	国際医療福祉大学 医療福祉学部医療福祉・マネジメント学科	林 和美	アドバイザー

3 大田原市地域福祉計画策定委員会運営要綱

○大田原市地域福祉計画策定委員会運営要綱

平成2 年6月3 日告示第61号

改正

平成21年3月31日告示第52号

平成22年5月25日告示第67号

平成23年3月31日告示第3 号

平成24年3月28日告示第45号

平成25年3月29日告示第65号

平成25年3月29日告示第66号

平成25年7月31日告示第1 9号

平成27年3月31日告示第5 号

平成29年1月31日告示第8号

平成3 年2月28日告示第23号

令和2年3月31日告示第61号

令和3年2月26日告示第9号

令和4年3月31日告示第22号

大田原市地域福祉計画策定委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第17条に規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、大田原市附属機関設置条例（平成25年条例第24号）第2条の規定に基づき設置された、大田原市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関すること。
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関すること。
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関すること。
- (4) その他計画の策定に関し必要な事項について協議すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 保健、医療、福祉、教育、雇用に関する機関・団体・施設等の代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、計画策定が完了する日をもって終了する。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会に、専門的な事項を調査検討するため、大田原市地域福祉計画庁内検討部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会の委員は、別表に掲げる職員をもって充てる。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長には保健福祉部長、副部会長には保健福祉部福祉課長をもって充てる。

4 部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 部会長は、会議経過及び結果について、必要に応じて委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会及び部会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日告示第52号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月25日告示第67号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成22年5月1日から適用する。

附 則（平成23年3月31日告示第3号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日告示第45号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第65号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第66号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月31日告示第19号）

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第5号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月31日告示第8号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月28日告示第23号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第61号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月26日告示第9号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第22号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

保健福祉部長
福祉課長
福祉課障害支援係長
政策推進課政策企画係
政策推進課市民協働係長
危機管理課防災係長
健康政策課成人健康係長
子ども幸福課子ども家庭相談係長
子ども幸福課母子健康係長
高齢者幸福課高齢支援係長
高齢者幸福課地域支援係長
生活環境課生活交通係長
商工観光課商工振興係長
道路課企画係長
都市計画課都市計画係長
建築住宅課住宅政策係長
学校教育課学校教育係長
生涯学習課生涯学習係長
文化振興課文化振興係長
スポーツ振興課管理係長

4 第4次大田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会名簿

No.	団体・機関名	氏名	備考
1	大田原市老人クラブ連合会	植木 重治	
2	大田原市民生委員児童委員協議会連合会	青龍寺 弘範	委員長
3	大田原市ボランティア連絡協議会	小西 久美子	
4	大田原市女性団体連絡協議会	伊藤 都	
5	大田原市地域自立支援協議会事業所部会	畠山 耕一	
6	大田原市身体障害者福祉会	前田 則隆	
7	大田原市障がい児者等保護者会	和久 千夏子	
8	大田原市介護サービス事業者連絡協議会	八木 良	
9	大田原市地域包括支援センター	吉沢 真由美	副委員長
1	大田原市放課後児童クラブ連絡会	田代 裕二	
11	大田原市小中学校長会	和地 佳恵	
12	国際医療福祉大学 医療福祉学部医療福祉・マネジメント学科	高石 麗理湖	
13	(公社) 栃木県看護協会	井上 文子	
14	大田原市PTA連絡協議会	萩原 孝夫	
15	大田原市区長連絡協議会	平久江 徳昭	
16	大田原市自治公民館連絡協議会	清水 義光	
17	那須野ヶ原青年会議所	川上 泰平	
18	大田原警察署	鵜山 佳幸	
19	大田原消防署	磯 哲也	
2	湯津上地区社会福祉協議会	鈴木 義一	
21	黒羽見守り助け合い隊	荒牧 孝典	
22	佐久山地区第2層協議体	滝田 法幸	
23	大田原市社会福祉協議会	櫻岡 賢治	
24	大田原市保健福祉部長	益子 敦子	
25	大田原市健康政策課長	松本 通尚	
26	大田原市子ども幸福課長	宇津野 豊	
27	大田原市保育課長	清水 春雄	
28	大田原市高齢者幸福課長	小林 さと子	
29	大田原市福祉課長	三輪 律子	
	国際医療福祉大学 医療福祉学部医療福祉・マネジメント学科	林 和美	アドバイザー

5 大田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定経過

年月日	内 容
令和4年 7月15日～ 8月22日	アンケート調査の実施 ○市内在住の18歳以上 1,2 人（回収率：43.6%）
令和5年 1月12日 1月13日	住民懇談会 1月12日 ○地区：東部・西部・紫塚・金田・親園・野崎・佐久山 ○会場：大田原市生涯学習センター 1月13日 ○地区：湯津上・黒羽・川西・両郷・須賀川 ○会場：黒羽・川西地区公民館
2月16日	第4回大田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会 (1) 第3次計画に対する取組状況調査の結果について (2) 地域福祉に関するアンケート調査の結果について (3) 住民懇談会の結果について (4) 策定経過について
2月27日	第1回大田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 (1) 第3次計画に対する取組状況調査の結果について (2) 地域福祉に関するアンケート調査の結果について (3) 住民懇談会の結果について (4) 策定経過について
6月26日	第5回大田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会 (1) これまでの経過について (2) 提言（案）について ① 地域福祉に関するアンケートの調査結果について ② 提言についてのグループワーク (3) 今後のスケジュールについて
7月25日	第2回大田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 (1) いままでの経過について (2) 提言書について (3) 第4次計画骨子（案）について (4) 基本施策に関するグループワーク (5) 今後のスケジュールについて

年 月 日	内 容
11月6日	大田原市地域福祉計画庁内検討部会 (1) 策定経過について (2) 大田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)について (3) 今後のスケジュールについて (4) その他
11月2日	第6回大田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会 (1) 第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)について (2) 今後のスケジュールについて
12月21日	第3回大田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 (1) これまでの経過について (2) 第4次大田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)の確認について (3) 重点施策の検討について (4) 今後のスケジュールについて
令和6年 1月1日～ 1月31日	パブリックコメントの実施

6 用語解説

【あ行】

おおたわらを良くするしくみ応援助成事業	地域住民が行う住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり及び新たな地域の福祉課題の解決に取り組む活動を、共同募金の助成を通じ応援する事業。
---------------------	---

【か行】

輝きバンク	様々な分野で知識や技能を身に付けている人や、地域で活躍しているサークル、団体等を登録している。
核家族	核家族とは、社会における家族の形態の一つ。「夫婦のみ」「夫婦と未婚の子供」「父親また母親とその未婚の子供」の世帯をさす。
救急医療情報キット	高齢者、障害者等が、救急時に必要な医療情報を保管しておくキット。緊急時の迅速かつ適切な医療活動に役立つとともに、安心して生活できる環境の整備につながる。
合理的配慮	障害のある方々の人権が障害のない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困りごとに合わせて、過度な負担にならない程度に行われる配慮のこと。
子ども食堂	子どもが一人でも行ける無料又は定額の食堂で、子どもの居場所。ボランティアが運営している。

【さ行】

災害ボランティアセンター	被災者に寄り添う被災者の困りごとの相談窓口となり、ニーズ解決のために必要な社会資源につなぐ。被災者支援のためのボランティア活動のコーディネートを行う。
ささえ愛サロン	地域の高齢者等が気軽に集える自主的で継続的な憩いの場で、「健康づくり」「つながりづくり」「生きがいづくり」を進める。
自治会ささえあいカルテ	自治会の支え合い活動を推進する福祉委員を中心に、地域の自然な支え合いを見える化するもの。
成年後見制度	知的障害、精神障害、認知症などによって、一人で決めることに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続きをする際にお手伝いをする制度。

【た行】

デイジー	アクセシブルな情報システム。視覚障害者や文字情報普通の印刷物を読むことが困難な人々のためのデジタル録音図書。
デマンド交通	予約する利用者に応じて運行する時刻や経路が変わる交通方式のことで、予約がある場合のみ運行する。
ドメスティックバイオレンス（DV）	配偶者や恋人、パートナーなどの親密な関係にある人、又は、あった人からの暴力。身体的な暴力から、言葉の暴力、経済的な暴力など、様々な種類がある。

【な行】

日常生活自立支援事業	高齢者や障害のある方等の権利を擁護しながら、地域で安心して自立した生活が送れるよう、暮らし、福祉などに関する様々な相談に応じ、支援を行う。
認知症オレンジカフェ	認知症の方やその家族、医療や介護の専門職、地域の方など、誰もが気軽に参加できる集いの場。
認知症ケアパス	認知症の症状に応じて、認知症の人やその家族ができる限り住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、本人の状況に合わせてどのような医療や介護サービスなどを受ければよいか示したもの。
認知症サポーター	認知症高齢者にやさしい地域づくりのため、認知症への正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けするために養成講座を受講した人。

【は行】

8 5 問題	障害のある子を高齢の親が自宅で支えている家庭や、高齢の親とひきこもり無職の子どもの家庭。
発達障害	脳の働き方の違いにより、物事のとらえかたや行動のパターンに違いがあり、そのために日常生活に支障のある状態。自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。
バリアフリー	高齢者や障害者等が生活していくうえで障壁（バリア）となるものを取り除く（フリー）という意味。社会の中で感じるバリアには、「物理的なバリア」「制度的なバリア」「文化・情報面でのバリア」「意識上のバリア」の4つがある。
避難行動要支援者	高齢者や障害者等で、災害時又は災害の発生のおそれがある時に、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援を必要とする方。

フードバンク	製造工程で発生する規格外品や、まだ食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品などを預かり、必要としている人や、福祉施設等に寄付する活動。
ヘルプカード・ヘルプマーク	義足や内部障害の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲に配慮が必要なことを知らせるマーク。大田原市では、してほしい支援などが書かれたヘルプカードを作成している。
ほほえみセンター	地域の高齢者が集まって、健康相談、健康づくり体操などの介護予防や生きがいづくりをし、いつまでも元気で長生きしていただくための介護予防施設。

【や行】

ヤングケアラー	本来大人が行うべき家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、文化の違い、障害の有無にかかわらず、誰にとっても分かりやすく、使いやすいデザイン。

【ら行】

老老介護	高齢者の介護を高齢者が行うこと。主に 65 歳以上の高齢の夫婦や親子、兄弟などのどちらかが介護者であり、もう一方が介護される側となるケースを指す。
------	---

第4次
大田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和6年3月

発行・編集：大田原市役所保健福祉部福祉課
社会福祉法人 大田原市社会福祉協議会

【大田原市保健福祉部福祉課】

〒324-8641 栃木県大田原市本町1丁目4番1号

TEL：0287-23-8707

FAX：0287-23-1389

URL：<https://www.city.ohatawara.tochigi.jp/>

【社会福祉法人 大田原市社会福祉協議会】

〒324-0041 栃木県大田原市本町1丁目3番1号 A別館

TEL：0287-23-1130

FAX：0287-23-1138

URL：<https://ohatawara-shakyo.or.jp/>

